

大和市公告式規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第5項の規定による市長の定める公表を要する規程以外の告示および公告（以下「告示等」という。）の公示について必要な事項を定めるものとする。

(告示等の公示)

第2条 告示等を公示しようとするときは、公示の年月日および市長名を記入し、市長印を押すものとする。

2 告示等の公示は、大和市掲示場設置規程に定める掲示場に掲示して行なう。

(施行期日)

第3条 告示等は、当該告示等に特別の定めがあるものを除き、公示の日から施行する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前に行なった告示等は、この規則により行なった告示等とみなす。